

武市こ未第51号  
令和2年4月15日

緊急事態宣言対象地域からの保護者様

武雄市教育長 松尾 文雄

### 緊急事態宣言発令後の保育施設の利用について

日頃より、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。  
4月7日、新型コロナウイルス感染症について、緊急事態宣言が発令されました。  
佐賀県は、発令の対象地域ではありませんが、対象の地域から転入の方（滞在された方を  
含む）は、教育・保育施設の利用について、感染拡大防止のため2週間の自宅待機をお願い  
します。

- 対象となる児童 緊急事態宣言発令後、対象の地域から武雄市に来られ、2週間の自  
宅待機が必要となる方
- 対象となる期間 4月7日（火）から5月20日（水）まで  
状況により延長となる場合があります。
- 保護者負担について 登園の自粛期間の保育料等は、日割りで返金いたします。  
登園自粛届に必要な事項を記載し施設にご提出ください。

**【担当】**

武雄市こども教育部こども未来課  
（こども政策係）

TEL：0954-23-9215